ロ	ロ
（略）	（略）
（日本産業規格　Ａ４）	（日本工業規格　Ａ４）
ハ	ハ
（略）	（略）
（日本産業規格　Ａ４）	（日本工業規格　Ａ４）
ニ	ニ
（略）	（略）
（日本産業規格　Ａ４）	（日本工業規格　Ａ４）
様式第２（第６条関係）	様式第２（第６条関係）
（略）	（略）
備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。	備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○経済産業省令第十七号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表備考四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第四十五まで、様式第四十七、様式第四十七の二、様式第四十八及び様式第五十中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉱業法施行規則の一部改正）

第二条　鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の三第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五十八条の四及び第五十八条の五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（採石法施行規則の一部改正）

第三条　採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十六条及び第二十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一、様式第三から様式第十八まで及び様式第二十二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（経済産業省生産動態統計調査規則の一部改正）

第四条　経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の四第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（商業動態統計調査規則の一部改正）

第五条　商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（武器等製造法施行規則の一部改正）

第六条　武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十六条及び第三十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十五まで、様式第十七及び様式第十八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（商工会議所法施行規則の一部改正）

第七条　商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十五条及び第十六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十六中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（ガス事業会計規則等の一部改正）

第八条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）
二　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）
三　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）
四　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）
五　実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）
六　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）
七　商工会法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第五十八号）
八　電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）
九　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）
十　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）
十一　冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）
十二　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）
十三　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）
十四　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）
十五　砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）
十六　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第百三号）
十七　中小小売商業振興法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第百号）
十八　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）
十九　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）
二十　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）